

子ども学科履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、山村学園短期大学（以下「本学」という。）学則第27条の規定に基づき、子ども学科における履修に関し必要な事項を定める。

第2章 教育課程

(授業科目の系列と卒業要件単位数)

第2条 子ども学科に開講される授業科目の系列および卒業要件単位数は本学学則別表1の通りとする。

2 学外での学修を含む科目として、次の科目を置く。

1年次 保育実習Ⅰ

施設実習Ⅰ

教育実習Ⅰ

子ども学演習Ⅰ・Ⅱ

2年次 保育実習Ⅱ

施設実習Ⅱ

教育実習Ⅱ

子ども学ゼミナールⅠ・Ⅱ

(授業科目名、配当年次、単位数、必修・選択等)

第3条 授業科目の系列に属する授業科目名及び単位数、必修・選択等については本学学則別表1に、配当年次については子ども学科履修規程（以下「本規程」という。）別表1に掲げる通りとする。

2 配当年次が指定されている科目については、原則として当該年次に履修することとする。

(保育士資格の取得)

第4条 学生は、卒業に必要な単位のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の定めるところに従い、所要の単位を本規程別表1の通り修得することによって保育士の資格を取得することができる。

2 保育士資格を取得するための実習に関する事項は別に定める。

(幼稚園教諭二種免許状の取得)

第5条 学生は、卒業に必要な単位のほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、所要の単位を本規程別表1の通り修得することによって幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

2 幼稚園教諭二種免許状を取得するための実習に関する事項は別に定める。

(他大学の授業科目の履修等)

第6条 学生は、学科が教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学等の授業科目を履修することができる。

- 2 学生が他の大学、短期大学等において入学前に修得した単位については、学科が教育上有益と認めるとき、短期大学設置基準 14 条、15 条、16 条、17 条及び学則第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条に基づき、教授会の議を経て、合計 30 単位を超えない範囲で子ども学科の科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項により修得したとみなすことができる単位数等については、保育士資格取得に係る科目にあつては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について）に、幼稚園教諭二種免許状取得に係る科目にあつては、教育職員免許法施行規則に基づくものとする。

第 3 章 履修手続

（履修登録）

第 7 条 学生は、毎年度初めに、履修しようとする科目を履修届に記入し、所定の期日までに事務局に提出しなければならない。

- 2 履修登録をしていない科目については、単位の修得を認めない。
- 3 同一時限に 2 科目以上の履修申請を行うことはできない。
- 4 既に単位を修得した科目の履修申請を行うことはできない。
- 5 授業開講に係る履修登録者数の下限及び不開講措置については別に定める。
- 6 やむを得ない事情で履修登録期間外に履修登録をする場合、教授会の議を経て追加履修登録をすることができる。追加履修登録に関する必要事項は別に定める。

（履修登録後の科目登録変更）

第 8 条 履修届を提出した後に、履修する授業科目を変更するとき、追加するとき又は履修を取り止めるときは、各学期の所定の履修変更期間内に、履修科目変更届を事務局へ提出しなければならない。

（履修科目の登録単位数の上限）

第 9 条 履修科目として登録できる単位数の上限は、原則として各学期 30 単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、以下に該当するときは、前項の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
 - (1) 所定の単位を優れた成績をもって修得し、子ども学科会の承認を得たとき
 - (2) 教職課程科目を履修するとき
 - (3) 集中講義等を履修するとき
 - (4) その他特別なときで、子ども学科会の承認を得たとき

第 4 章 授業

（授業科目の授業期間と授業時間）

第 10 条 授業科目の授業期間は前期（4 月～9 月）と後期（10 月～翌年 3 月）に分かれる。各期は 15 週にわたることとする。

- 2 単位の計算は 45 分を 1 時間として計算し、1 時限は 2 時間（90 分）で行う。授業時間は以下の通りとする。

時限	授業時間
1 時限	9 : 00 ～ 10 : 30

2時限	10 : 40 ～12 : 10
3時限	13 : 00 ～14 : 30
4時限	14 : 40 ～16 : 10
5時限	16 : 20 ～17 : 50

3 授業時間数については、シラバス（講義要項）に示す通りとする。

4 実習科目、演習科目、集中講義等の授業は、授業期間以外の、夏季・冬季・春季休業中に実施することがある。

（1 学級の学生数）

第 11 条 実技及び演習科目については、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の 2 項に基づき、1 学級 50 人以下で授業を行う。

（休講）

第 12 条 大学又は教員のやむを得ない理由や台風、大雪及び地震等の自然災害あるいは交通機関の運休、その他の事情により、臨時に授業を休講とすることがある。

（補講）

第 13 条 授業が休講となったときは、原則として補講を行う。補講日については、事前に掲示により告知する。

2 学生が授業を欠席したときでも、必要と認められるときは当該学生に対して補講を行うことがある。

（欠席）

第 14 条 授業を欠席するときは、事務局に連絡しなければならない。

2 傷病その他やむを得ない理由により、1 週間以上連続して欠席するときは、欠席届を事務局に提出しなければならない。

3 忌引きで授業を欠席するときは、欠席届を事務局に提出しなければならない。

（出席停止及び臨時休業）

第 15 条 学校保健安全法に基づき、法定伝染病に罹患したとき、または予防上必要と認められるときは、学生の出席を停止または本学を臨時に休業することがある。

第 5 章 試験

（試験及び受験資格等）

第 16 条 試験は、所定の授業を履修した学生に対し、行うものとする。試験実施日程及び実施要項を所定の時期に掲示により告知する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は受験資格を失う。

(1) 当該授業科目の履修登録をしていない者

(2) 休学中の者

3 試験を実施する科目について試験を受けないときは、単位を修得することができない。

(試験の種類)

第 17 条 試験の種類は次のものがある。

(1) 定期試験

定期試験は、各学期末あるいは年度末に行う。

(2) 追試験

やむを得ない理由により試験を欠席した者のうち、事務局に欠席の事前連絡を済ませ、授業担当教員から追試験の受験を認められた者には、追試験の受験資格が与えられる。手続き終了後、追試験は原則 1 回に限って行われ、これに欠席したときは、当該科目は不合格となる。

(3) 再試験

試験の結果、評価が不合格となった者のうち、授業担当教員が再試験の受験を認めた者には、再試験の受験資格が与えられる。手続き終了後、再試験は 1 回に限って行われ、これに欠席したときは、当該科目は不合格となる。

(試験の方法)

第 18 条 試験の方法は次のものがある。

(1) 筆記試験

(2) レポート試験

(3) 実技試験

(4) 口述試験

(5) その他、授業担当教員の定める方法による試験

(試験の欠席)

第 19 条 やむを得ない理由（傷病、忌引等）により試験を受けられないときは、原則として、試験開始前に学生本人又は保護者等がその理由を事務局に連絡しなければならない。

(受験における注意事項遵守義務)

第 20 条 試験を受験する者は、試験場において、試験監督者の指示に従うほか、受験時の注意事項を遵守しなければならない。試験監督者の指示に従わなかったとき又は注意事項を遵守しなかったときは、当該科目の受験を無効とする。

(不正行為)

第 21 条 試験に際して、不正行為を行った者は、当該科目の受験を無効とした上、厳罰に処する。

(追再試験の手続等)

第 22 条 追試験又は再試験を受験する者は、所定の期間内において、必要事項を記入の上、所定の許可願を、その他の必要書類と手数料を添えて事務局に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により追試験又は再試験の手続きを行えないときは、学生本人が事務局へ連絡しなければならない。

第 6 章 成績評価

(成績発表等)

第 23 条 成績通知書の交付は、学年暦に示した期日に行う。

- 2 成績通知書は学生証を提示した学生本人に手渡し、代理人の受領は認めない。やむを得ない理由により、学生本人が受け取れないときは、その理由を事務局に連絡した場合に限り、代理人による受領を認めることがある。

(成績確認)

第 24 条 成績評価に関して不明な点があるときには、成績通知書の交付から 1 週間以内に学生本人が事務局へ問い合わせ、確認を行うものとする。

(成績評価)

第 25 条 学修成績は、原則として各授業担当教員が評価する。成績評価は、次の表の基準により A (A+を含む)、B、C 及び D の 4 種の評語をもって表し、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。合格と判定されたときは、所定の単位が認定される。

点 数	成績評価	合 否
90 ～ 100	A+	合 格
80 ～ 89	A	
70 ～ 79	B	
60 ～ 69	C	
59以下	D	不合格

- 2 追試験の成績評価は、90 点 (A+評価) を上限とする。
- 3 再試験の成績評価は、60 点 (C 評価) を上限とする。
- 4 他大学等で履修した授業科目の成績評価について、本学の成績評価に読み替える必要があるときは、教務・FD 委員会の議を経て教授会で決定する。
- 5 入学前の既修得単位等の評定は「認定」をもって表し、本学の成績評価に読み替える必要があるときは、教務・FD 委員会の議を経て教授会で決定する。
- 6 出席時間数が単位修得に必要な授業時間数の 3 分の 2 に達しないときや単位修得に必要な要件を満たしていないときは、その科目は評価の対象とせず「F」をもって表す。
- 7 当該学期の学費を納入していないとき (延納を認められた者を除く) は、その者が履修した科目の評価は無効となる。
- 8 GPA が「0.5」以下のときは、本学学則第 47 条に規定する懲戒の対象となる。

第 7 章 その他

(履修規程の改正)

第 26 条 本規程の改正は、子ども学科会及び教授会の議を経て、学長が行う。

(施行細則)

第 27 条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項については、子ども学科会及び教授会の議を経て、学長が定める。

附則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。